



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】(3)	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 大下 慶太郎
【住所又は本店所在地】(3)	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】(4)	平成18年2月20日
【提出日】	平成18年2月27日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】(5)	その他

第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社リサ・パートナーズ
会社コード	8924
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所
本店所在地	東京都千代田区麹町四丁目8番地

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】（7）

(1)【提出者の概要】（8）

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	オッペンハイマーファンズ・インク (Oppenheimerfunds, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク、リバティー・ストリート 225, ワールド・フィナンシャル・センター2 (2 World Financial Center, 225 Liberty Street, New York, New York, U.S.A.)
旧氏名又は名称	—
旧住所又は本店所在地	—

②【個人の場合】 該当なし

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1987年10月23日
代表者氏名	ブライアン・ドボラック (Brian Dvorak)
代表者役職	ヴァイス・プレジデント、コンプライアンス
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 波多野圭治
電話番号	03-3288-7000

(2)【保有目的】（9）

投資	
----	--

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	6,000		
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 6,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 6,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成18年1月31日現在)	S 111,309.92
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	5.39
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	—

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	3,576,000
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	-
上記 (V) の内訳	-
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	3,576,000

② 【借入金の内訳】 該当なし

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③ 【借入先の名称等】 該当なし

番号	名称 (支店名)	代表者氏名	所在地


以上

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Oppenheimerfunds, Inc., an entity organized and existing under the laws of the State of [Colorado], with its principal office at 2 World Financial Center, 225 Liberty Street, New York, New York, U.S.A. (the "Company"), does hereby constitute and appoint each of Messrs. Keitaro Oshimo and Keiji Hatano, attorneys of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by [Brian Dvorak], this 10 day of February, 2006.

Oppenheimerfunds, Inc.


Name: [Brian Dvorak]
Title: [Vice President – Compliance]

[訳 文]

委 任 状

アメリカ合衆国コロラド州法に準拠して設立され、存続し、アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク、リバティー・ストリート225、ワールド・フィナンシャル・センター2に本店を有する法人であるオープンハイマーファーズ・インク（「当社」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士である大下慶太郎氏、同波多野圭治氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して日本国証券取引法第27条の23及び第27条の25に定める報告書（「報告書」）を作成し、これを日本国関東財務局長に提出すること及び報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当社は、2006年2月20日、ブライアン・ドボラックをして本委任状に適法に署名せしめた。

オープンハイマーファーズ・インク

[署 名]

ブライアン・ドボラック
ヴァイス・プレジデント、コンプライアンス